

事例番号:330188

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 6 日

6:30 頃 腹部緊満感あり

8:20 頃 搬送元分娩機関を受診、超音波断層法で胎児徐脈を認め、胎盤の肥厚の疑いあり

8:25- 胎児心拍数陣痛図で遷延する 80 拍/分以下の胎児徐脈、基線細変動の消失を認める

8:37 常位胎盤早期剥離または子宮破裂疑いで当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 6 日

9:02 常位胎盤早期剥離のため帝王切開により児娩出、子宮溢血所見あり

胎児付属物所見 胎盤の後面および辺縁に血腫の付着あり、血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 6 日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.67、BE -23.4mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分0点、生後5分1点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・バッグ)、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
生後2ヶ月 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医1名
看護スタッフ:助産師3名、看護師2名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医3名、小児科医5名、麻酔科医1名
看護スタッフ:助産師4名、看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠37週6日の6時30分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 6 日における妊産婦からの電話連絡への対応(1 時間前から出現する腹部緊満感に対して来院を指示したこと)は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関における受診時の対応(内診、分娩監視装置装着、および超音波断層法の結果から緊急対応が必要と判断したこと)は一般的である。
- (3) 当該分娩機関に母体搬送をしたことは、当該分娩機関までの搬送時間を考慮すると一般的である。
- (4) 当該分娩機関到着時に超音波断層法で常位胎盤早期剥離と診断し緊急帝王切開を決定したこと、および到着から 25 分後に児を娩出したことは、いずれも適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生については、診療録に詳細な記載がないため評価できない。また、児の出生後の状態および新生児蘇生(胸骨圧迫等)について診療録に記載がないことは一般的ではない。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

新生児蘇生に関しては児の状態、行った処置等を診療録に正確に記載することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

ア. 分娩監視装置、超音波断層法装置等の医療機器の時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の印字時刻と実際の装着時刻にずれがあった。また、超音波断層法装置の設定時刻が 5 分遅れていた。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

イ. 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。